

設計者、工事監理者、施工者 各位

特定建築物（300 m²以上の非住宅）新築、増築等における

★【省エネ適判】完了検査について

建築基準法「完了検査」は省エネ適合も検査対象です！

- 外皮性能（外壁の断熱性能、開口部の面積・断熱性能等） または
- 設備（空調・換気・照明・給湯・昇降機・太陽光発電等）を変更された場合、
必ず検査申請前に、省エネ法「軽微変更該当証明書」の交付を受けて頂き
「完了検査申請書」に添付してください。

【完了検査の申請時に提出していただく図書等】

1	省エネ基準工事監理報告書	
2	各機器の自己適合宣言等	適合判定申請時に未提出の場合
3	隠蔽部分の写真等	外壁内の断熱材など隠蔽部分の写真・納品書等
4	軽微変更該当証明書	適合通知書と異なる外皮・設備を施工した場合

◇特記事項

完了検査時に証明書交付を受けていない変更が判明した場合、「軽微変更該当証明書」の交付を受けて建築基準法「追加説明書」に添付して提出して頂く必要があります。

（※省エネ適判が他機関の場合も同じ）

【注】「追加説明書」提出が無い場合、適否判断が出来ず「検査済証」は交付できません。